

令和元年 9 月 19 日

お客さま各位

川重商事株式会社

## 台風 15 号に伴う停電地域にお住まいのお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの台風 15 号に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
当社は、台風 15 号に伴う停電の影響で災害救助法が適用された地域のうち、お申し込みを  
いただいたお客さまに対して、以下の通り、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

### 1.対象の地域

#### 【千葉県】

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、  
成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、  
袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、  
大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄  
町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、  
長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡  
鋸南町

### 2.特別措置の内容

#### (1)支払期日の 1 ヶ月延長

- ・2019 年 8 月分※、9 月分、10 月分および 11 月分の電気料金について、支払期日を  
1 ヶ月間延長いたします。

※8 月分については、支払期日が災害救助法の適用日（9 月 9 日）以降となる地域に  
お住まいの方が対象となります。

#### (2)不使用月の電気料金の免除

- ・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次  
の月分の電気料金から 6 ヶ月間に限り、電気料金を申し受けません。

#### (3)工事費の免除

- ・被災日から引き続き全く電気を使用されないで契約を解約され、2020 年 3 月末日ま  
でに新たにお申し込みをいただいたものについては、原則として工事費は申し受け  
ません。

#### (4)仮設工事費の免除

- ・被災場所の復旧のために仮設電気を必要とされる場合で、2020 年 3 月末日までにお

申し込みをいただいたものについては、仮設工事費は申し受けません。

(5)被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

- ・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2020年3月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6)計量器等の取付工事費の免除

- ・引込線、計量器などの取付位置を変更される場合で、2020年3月末日までにお申し込みをいただいたものについては、原則として初回の工事費は申し受けません。

3.特別措置の申込方法

特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記へご連絡下さい。

川重商事株式会社

需給管理センター

TEL : 03-5244-5730

MAIL : info@kscpower.jp

以 上

■参考

内閣府発表（令和元年9月12日）

「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について」

[http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/r1typhoon15\\_teiden\\_01.pdf](http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/r1typhoon15_teiden_01.pdf)